

令和4年度 長野県・移動サービス事例報告会

～長野県での移動サービスの創出支援について～

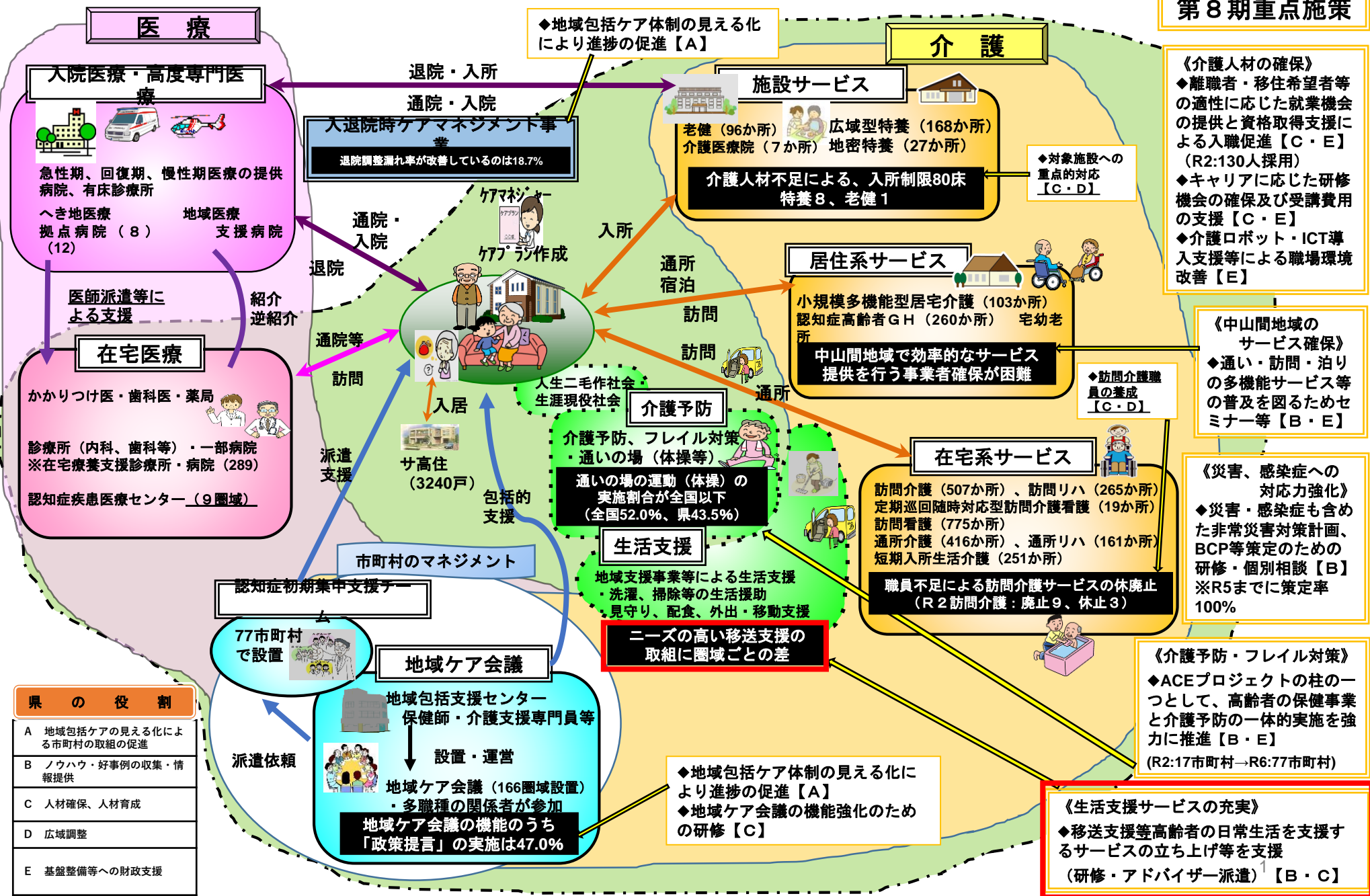
令和5年2月6日

長野県健康福祉部
介護支援課

小林 志伸

【8期計画概要】長野県が目指す地域包括ケア体制（現況・重点施策）

第8期重点施策



長野県 地域包括ケア体制構築支援関連事業の一例

平成29年度

モデル事業・事業補助

- ・ 中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業
- ・ 24時間在宅ケアサービス推進事業

有識者派遣

- ・ 地域ケア会議サポート事業

全体研修・把握事業

- ・ 地域包括ケア推進研修事業
- ・ 多職種連携等研究事業
- ・ 宅幼老所機能強化事業
- ・ 入退院時ケアマネジメント推進事業
- ・ 介護予防市町村等研修会
- ・ 介護予防ケアマネジメント研修事業
- ・ 介護予防リハビリ専門職育成事業
- ・ 生活支援コーディネーター養成研修事業
- ・ 地域包括ケア体制構築状況「可視化」事業

伴走型支援

モデル事業・事業補助

- ・ 中山間地域介護サービス確保対策事業
- ・ 地域包括ケア見える化マップ作成モデル事業
- ・ 介護予防市町村モデル事業
- ・ 介護予防（フレイル）推進モデル事業

有識者派遣

- ・ 24時間在宅ケアサービス等推進事業
- ・ 移動支援サービス構築アドバイザー派遣
- ・ 移動サービス構築後方支援事業
- ・ 地域ケア会議サポート事業
- ・ 住民主体の通いの場等推進支援事業

全体研修・把握事業

- ・ 地域包括ケア推進研修事業
- ・ 在宅医療・介護連携推進支援事業
- ・ 宅幼老所機能強化事業
- ・ 介護予防ケアマネジメント研修事業
- ・ 地域包括ケア体制構築状況見える化事業
- ・ 介護予防リハビリ専門職育成事業
- ・ 介護予防等推進研修事業

伴走型支援

- ・ 地域包括ケア市町村伴走型支援事業

令和4年度



①【個別支援】 伴走支援（アドバイザー派遣） ※R3から継続

市町村選定
(3市町村程度)

訪問・ヒアリング
(オンライン含む)

研修・助言
(市町村へ)

事業構成提案
(市町村から)

助言・フォロー
アップ

【R4:市町村個別支援体制】 全国移動ネット、(必要に応じ) 先行自治体職員等

長野県 (交通政策課、暮らし安全・消費生活課、地域福祉課、介護支援課)



②【後方支援】 支援体制整備業務 (委託)

(1) 制度相談コールセンターの設置
週1回(半日): 電話及びメールによる制度相談

【目的】
市町村からのニーズ(相談)の多い、制度理解をサポート

(2) 情報提供のための研修会、事例報告会
移動支援サービス構築のための研修会等の開催

【目的】
移動サービス構築にかかる啓発、必要性の理解促進

※全国移動サービスネットワークに委託

③財政支援 (中山間地域)

市町村等が各地域の実情に応じて実施する、中山間地域における移動支援を含む、介護・生活支援サービスの確保施策など取組に対して、その経費を補助

ア 対象市町村等 介護報酬の特別地域加算等の対象地域のある市町村・広域連合 3団体
イ 補助率 10/10 (上限100万円)

④移動サービス構築事例集の作成

県内等のサービス事例について、

- ・ 類型別にまとめ、地域住民を含めて見える化
- ・ 構築支援事例についても掲載

地域に必要な移動支援サービスの整備を図る

①長野県介護予防・日常生活支援総合事業サービス立ち上げアドバイザー派遣事業 ～令和4年度 移動支援サービスの充実を重点的に支援～

市町村支援の進め方

支援希望市町村
募集・選定

個別・伴走支援
(3市町村程度)

サービス構築
(フォロー)

事例集(別事業)や
事例報告会での報告

R3 (老健事業モデル都道府県)

R4 (県独自事業)

集中支援枠へのアドバイザー派遣のイメージ

市町村選定
(ヒアリング)

訪問・ヒアリング
(オンライン含む)

研修・助言
(市町村へ)

事業構成提案
(市町村から)

助言・フォローアップ

【R4:市町村支援体制】移動ネットアドバイザー、(必要に応じ)先行自治体職員等
長野県(介護支援課、地域福祉課、交通政策課、暮らし安全・消費生活課)

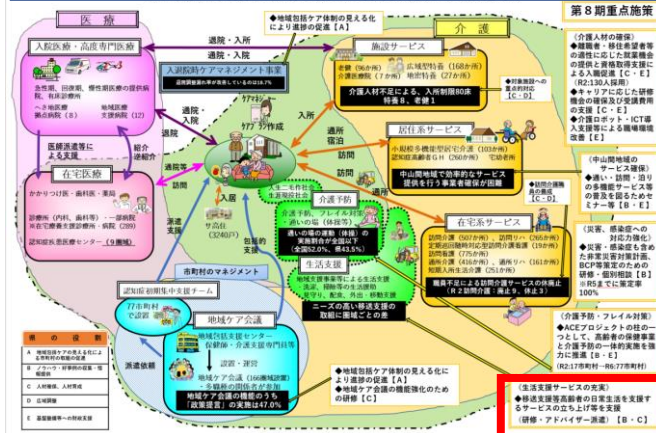
本事業での重点的な支援範囲

高齢者の
移動困難
なにで
埋める?

※長野県において、一般的な公共交通の「充実」を目指すのは困難。
※高齢者支援担当者が明確にイメージできる支援範囲を優先したい。
(ただし、他を妨げず、対象と協議により決定)

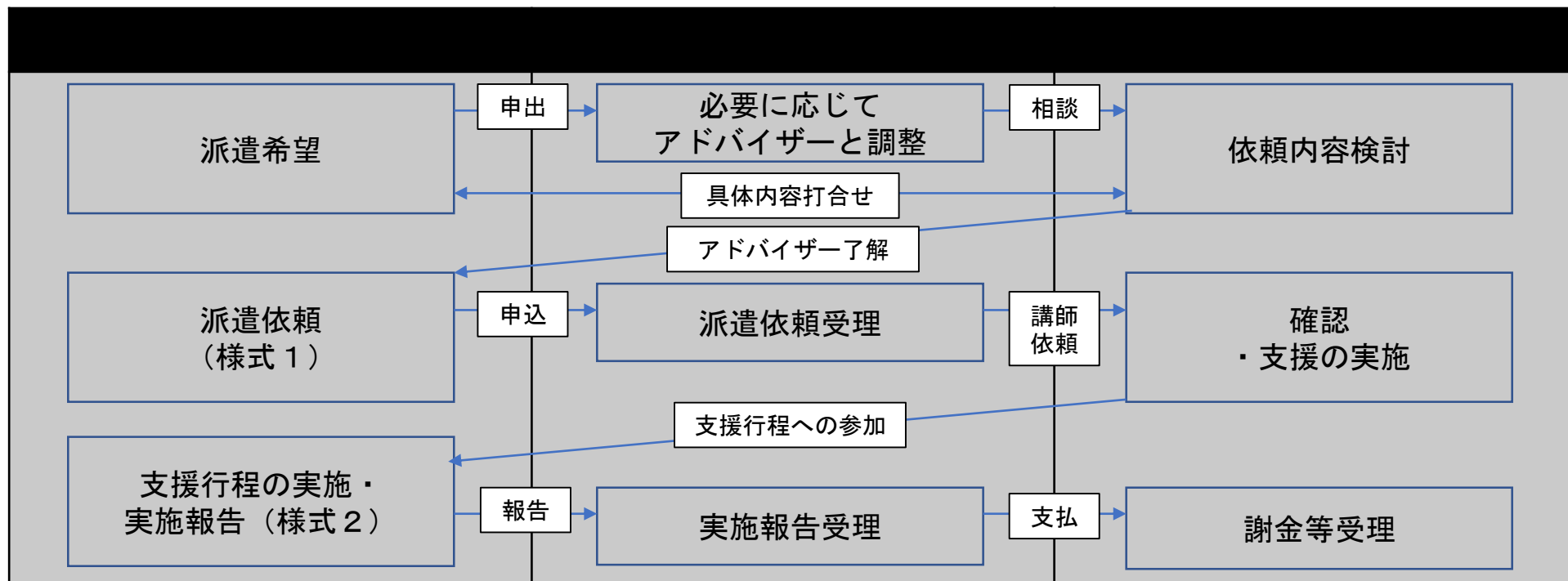
- ・ 互助の移動支援
- ・ 特に、登録不要の形態
- ・ 目的等によっては、総合事業の訪問型サービスDへの位置づけを検討
- ・ タクシー券の補助(市町村事業)

高齢者の生活を支える移動支援体制整備



※本事業によるアドバイザー派遣などにかかる経費について、市町村の負担はなし。

①_集中支援枠市町村への支援スキーム等（選定後）



（参考1）実施要領の記載

4 実施方法及び手順

- (1) 集中支援枠を希望する市町村は、4月27日（水）までに、様式1を県へ提出する。希望市町村が多い場合は調整し、5月中に集中支援枠を選定する。
- (2) 随時支援枠を希望する市町村は、派遣希望日の3週間前までに依頼内容について県に調整を申し出る。
- (3) 市町村は調整した内容に基づき、県に対して様式2に必要事項を記入し申込みを行う。
- (4) 様式3により、県は講師（全国移動サービスネットワーク等）に派遣依頼を行う。
- (5) 市町村は、事業実施終了後14日以内に様式4により実績報告書を提出する。
また、実施状況がわかる資料（例；実施要領、写真、まとめ等）を添付する。
- (6) 事業の具体的内容については、自治体と講師において打ち合わせを行う。
- (7) 講師の派遣に要する旅費・謝金については県が負担する。

謝金：1時間@6,400円 旅費：県の規定に基づき支給

（参考2）本事業にかかる予算額

謝金：@6,400円×6時間×5市町村×5回
旅費：@5,090円×1人×5市町村×5回

※それぞれ、5市町村に5回分の予算を計上

②長野県移動サービス後方支援体制整備事業

通院や買い物、地域の居場所等に行けなくて困っている人のために



はじめませんか

移動サービス

どうやって
始めたらいい?

どんな活動が
できる?

事故が心配…
みんなどうしてるの?

相談窓口を設置しました！
まずはご相談ください！
詳細は裏面へ

相談・問い合わせ先

☎ 050-5526-2620

✉ info@zenkoku-ido.net

長野県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
委託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

事業の概要

概 要	移動サービスを立ち上げたい方、届届けたい行政に対する相談窓口
実施期間	令和4年4月26日（火）～令和5年3月17日（金）
対 象 者	長野県内の方は <u>どなたでも</u> （住民の方も、事業者も、行政も）
利用料金	無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）
担 当 者	移動サービスに関する制度や、他の地域の先進事例に精通し、サービス立ち上げの実績があるアドバイザー（全国移動ネットに所属）

1. 相談窓口

毎週 火・木曜日が電話相談日です！（初日・年末年始除く）

移動サービスの実施や制度に関すること、何でもご相談ください！

時 間 帯 13時から16時まで

相 談 先 ☎050-5526-2620

便利なメール相談は随時対応

info@zenkoku-ido.net

専用フォームから
アクセスできます



2. アドバイザー派遣（電話・メール相談の結果、必要な場合は直接の対応も）

実 施 日 日にち・時間帯は要相談

派遣対象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、
協議会、関係者打合せ、実証実験 等

申 込 先 お住まいの市町村高齢者福祉担当課へご相談ください。

＜お申込の流れ＞

申込者

お住まいの市町村

全国移動ネット

長野県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
委託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

④_「(仮称)高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集」作成①

検討中の案

1. 作成の目的

市町村担当者や地域の方々が、**移動サービスの立ち上げや改善・継続・維持**を考える際の一助となるような情報や、取組みの工夫などを紹介する事例集とする。

- ① 高齢者向けの移動サービスの**立ち上げ**に参考になる内容
 - 共通する主なプロセス
 - 立ち上げの経緯、運行内容、支援制度
 - 関連法や制度 など
- ② 立ち上げ後、サービスの**改善や継続、維持**の参考になる内容
 - 担い手の育成
 - 利用促進
 - 安全の確保、活動・維持に向けた工夫 など

2. 事例集のターゲット・普及させたい取組み

ターゲット (読み手)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担当者（特に福祉部門） ・ 自治会など地域づくり組織 ・ 社会福祉法人などの事業所
普及させたい取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の移動サービス（許可登録不要） ・ NPO等の公共交通空白地有償運送 ・ NPO等の福祉有償運送

【参考】県内市町村が今後、力を入れたい高齢者の移動支援の取組（複数回答）

タイプ	許可・登録あり					許可・登録不要				その他
	道路運送法4条又は21条	市町村営有償運送（交通空白輸送）	市町村営有償運送（市町村福祉輸送）	公共交通空白有償運送（NPO法等が実施主体）	福祉有償運送（NPO法等が実施主体）	市町村による無償の移動支援	地区・ボランティア団体・企業による移送・生活支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスB）	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスD）	
自治体数	15	6	9	3	16	2	36	8	10	13

出典：県内市町村アンケート

【参考】市町村担当者が苦慮していたり、知りたい情報など

- 立ち上げ
 - ・ 道路運送法との兼ね合い
 - ・ タクシー交通事業者との調整
 - ・ 車両、財源の確保
 - ・ 保険、要綱の作成方法
 - ・ 運転手など担い手の確保 など
- 継続的な実施・改善
 - ・ 担い手の育成・継続的な確保
 - ・ 運行後の改善や利用促進
 - ・ 安全面の確保 など

出典：県内市町村アンケート等参考に実施

④_「(仮称)高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集」作成②

事例紹介のイメージ (A4 2枚 程度で紹介)

タイトル

行先の
目的地

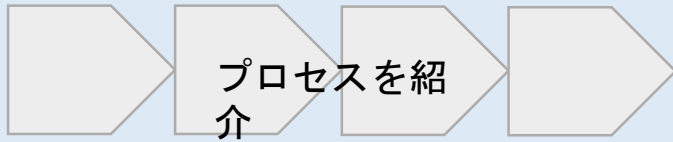
対象者

●事例のポイント

●地域概況

●立ち上げの経緯

- ・ 開始時期
- ・ 交通事業者等の調整を含む



●実施内容

- ・ 運行形態・目的地
- ・ 利用対象者
- ・ 車両
- ・ 利用者負担
- ・ 収支
- ・ 運転手や担い手の確保・育成
- ・ 保険

検討中の案

Point



- 事業の協力・連携体制
- ・ 行政や社協等の支援策

- 工夫点
- ・ 課題解決のための取組・改善

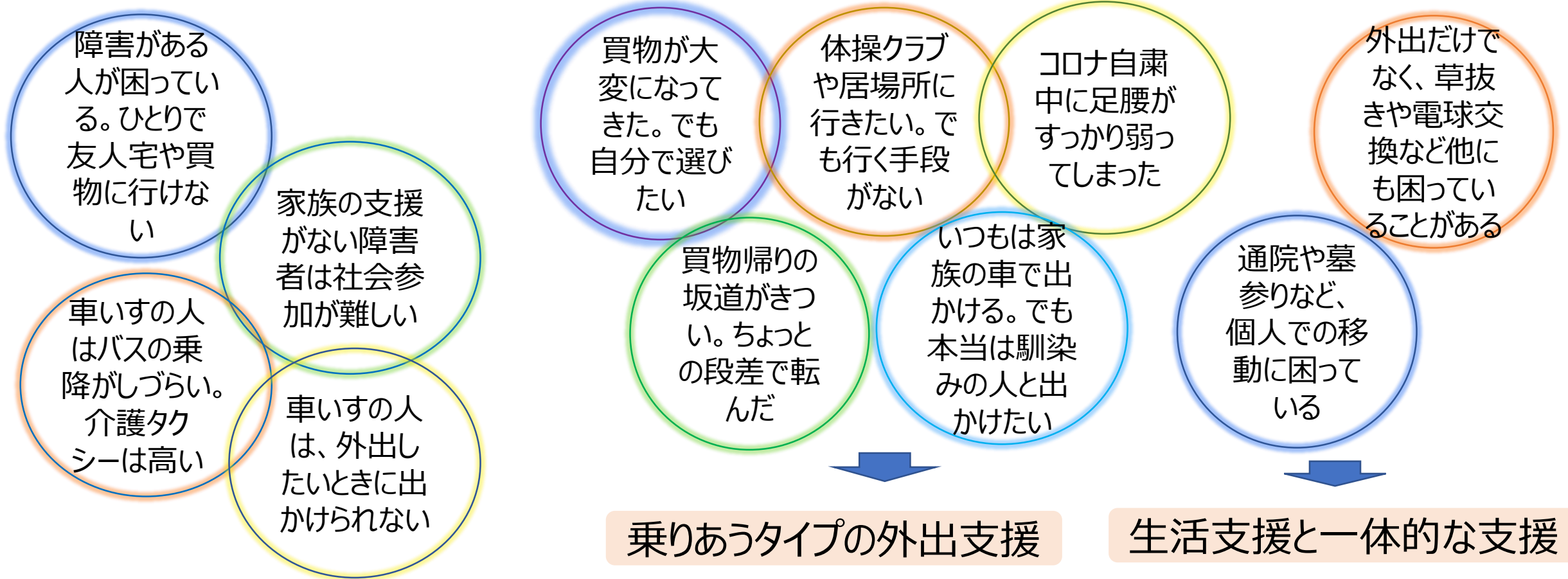
- 取組の成果・効果、今後の展望

移動サービス創出支援 — 課題と対応

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子



全国各地から寄せられる移動・外出に関する声



福祉有償運送団体などを紹介

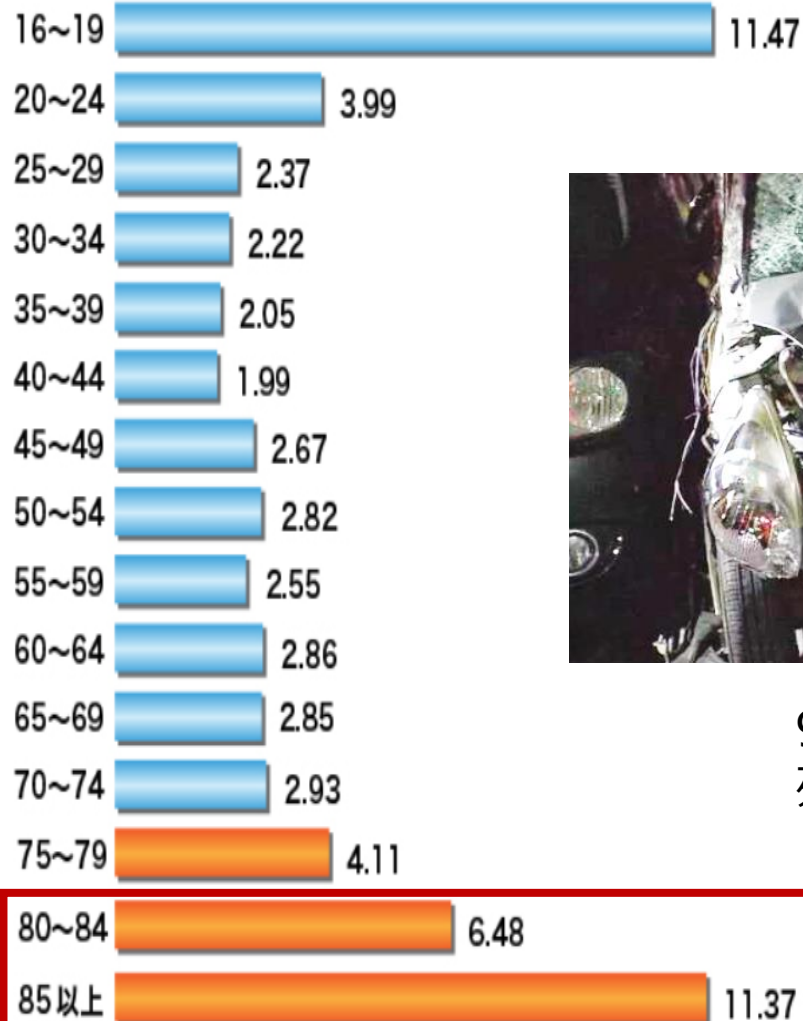
乗りあうタイプの外出支援

生活支援と一体的な支援

支え合いの仕組みづくりが必要

80歳以上高齢者の免許返納問題

年齢層別の死亡事故件数（免許人口10万人当たり）



97歳の男性による福島5人死傷事故 2022.11.19

代替手段
が必要

生活に必要な移動・外出を100%車&運転に頼っている人に免許返納を迫って0にするのはなかなか難しい
軽トラに乗って畑に行き、畑仕事をするのが生きがいという人もいる

・例えば、買い物は互助型の移動支援を利用できるようにするなど、運転する回数を徐々に減らすのが現実的ではないか

食料品アクセス困難人口

出典：農林水産政策研究所

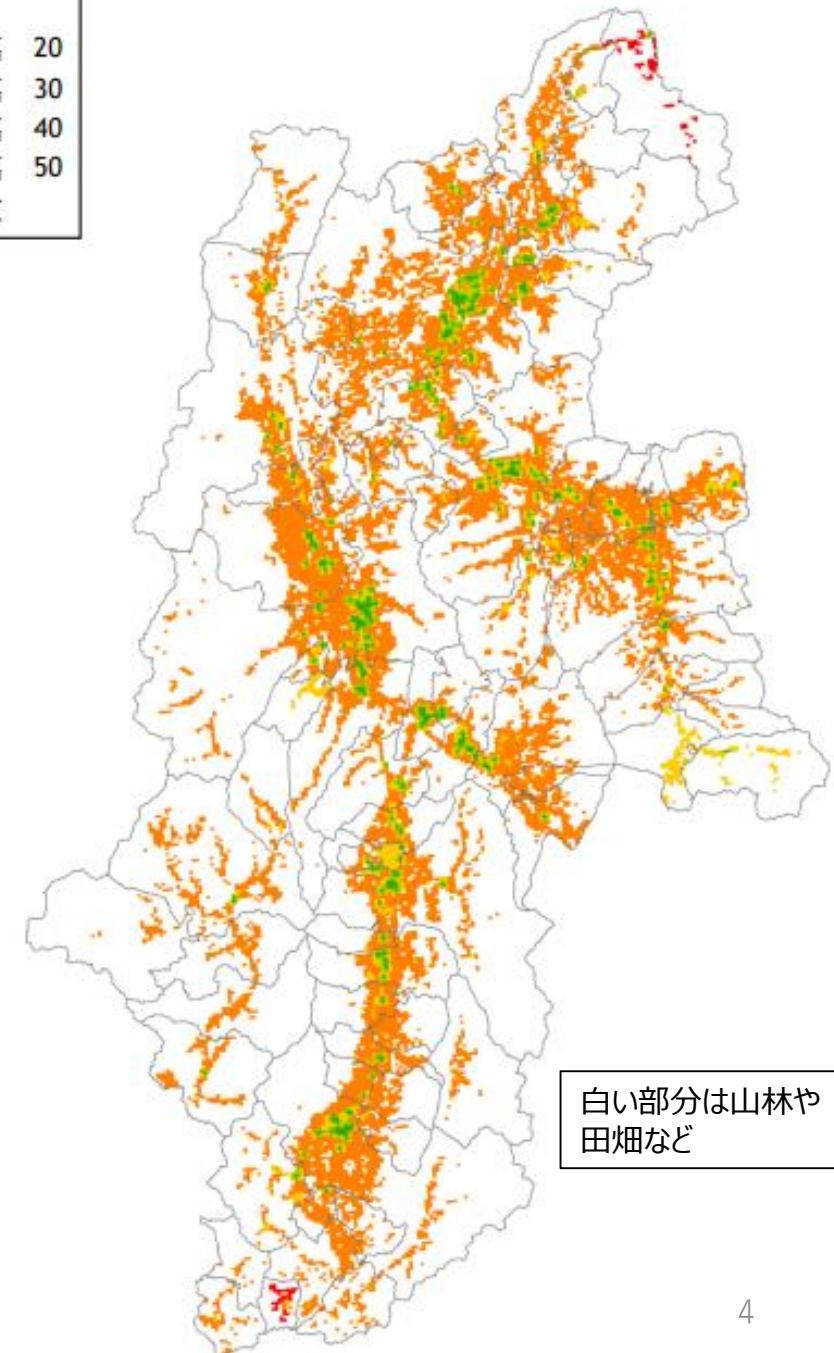
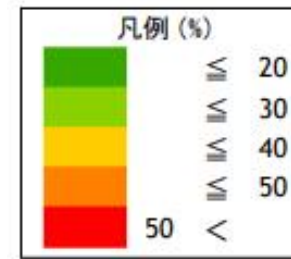
平成27年（2015年）国勢調査に基づく推計結果

食料品アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な(65歳以上または75歳以上)高齢者を指す。店舗は、食肉、鮮魚、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアが含まれる

食料品アクセス困難 75歳以上の割合 長野県 メッシュ図

買物環境の悪化の影響として、

- ① 高齢者の**外出頻度の低下**による**生きがいの喪失**
- ② 商店までの距離が遠くなることによる高齢者等の**転倒・事故リスク**の増大
- ③ 食品摂取の多様性が低下することによる**低栄養化**及びこれによる**医療費**や**介護費の増加の可能性**がある



令和4年度 長野県事業の報告 & 振り返り

通院や買い物、地域の居場所等に行けなくて困っている人のために



はじめませんか

移動サービス

どうやって始めたらいい？

どんな活動ができる？

事故が心配…みんなどうしてるの？

相談窓口を設置しました！
まずはご相談ください！
詳細は裏面へ

相談・問い合わせ先 ☎ 050-5526-2620
✉ info@zenkoku-ido.net

長野県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

事業の概要

概要 移動サービスを立ち上げたい方、応援したい行政に対する相談窓口
実施期間 令和4年4月26日（火）～令和5年3月17日（金）
対象者 長野県内の方は どなたでも（住民の方も、事業者も、行政も）
利用料金 無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）
担当者 移動サービスに関する制度や、他の地域の先進事例に精通し、サービス立ち上げの実績があるアドバイザー（全国移動ネットに所属）

1. 相談窓口

毎週 火・木曜日が電話相談日です！（祝日・年末年始除く）
移動サービスの実施や制度に関すること、何でもご相談ください！
時間帯 13時から16時まで
相談先 ☎050-5526-2620

便利なメール相談は随時対応

info@zenkoku-ido.net

専用フォームからも
アクセスできます



2. アドバイザー派遣 ※電話・メール相談の結果、必要な場合は直接お問い合わせします。

実施日 日にち・時間帯は要相談
派遣対象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、協議体、関係者打合せ、実証実験 等
申込先 お住まいの市町村高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ>

申込者



お住まいの市町



全国移動ネット

長野県「令和4年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

1 電話相談&メール相談 (令和4年度)

相談件数の合計は28件 (令和4年4月26日～5年1月31日)

- ・ 相談の内容 & 分類は下表のとおり
- ・ 移動支援セミナー開催等については、講師派遣依頼の書式を県に提出してもらい、必要に応じてオンラインによる打合せ等を行った
- ・ **予想したより少ない現状**



	移動支援 セミナー開 催と内容	関係者会 議の開催	担い手の 確保	運営費や 利用者負 担の設計	市町村の 補助制度 の整備	車両の 確保	介助ニー ズへの対 応	法制度 の解釈	合計
住民や住 民団体から	1			5				1	7
市町村や SC等から	2	2	3	5	3	3	2	1	21
計	3	2	3	10	3	3	2	2	28

2 アドバイザー派遣（令和4年度）

- ・アドバイザー派遣件数は**18回**、のべ**19人**（令和4年5月～5年1月31日）
- ・感染拡大を踏まえ、**うち9回はオンライン**による派遣。
- ・手挙げにより行動計画書をご提出いただいた4町は、6月にキックオフミーティングを実施
- ・アドバイザー4名が、1人1町を担当
- ・大町市と上田市は、年度途中にご相談が寄せられ派遣が決まった

	派遣件数（日にち）	回数
御代田町	7/14 9/27 11/7 1/19 （2/28予定）	5
軽井沢町	7/20 9/16	2
信濃町	7/26 12/20	2
小布施町	8/9 10/19~20 11/21 11/26 1/11 1/21	6
大町市	9/22 9/30	2
上田市	10/14	1
合計		18

活動創出にあたって重要なこと

1) ニーズの把握

モデル地域を決めて全戸で調査を行うとき

上田市の事例

【特徴】

- ・買い物、通院、サロン等に別けて質問している
- ・④で、その他の困りごとを聞いている
- ・同時に、支援できることも聞いている

移動支援に係る高齢者の状況調査表 [包括：担当]				
自治会	年齢	性別	家族構成	自家用車
	歳	男・女	独居・高齢者世帯 その他()	自己所有 あり・なし 家族所有 あり・なし
※任意	氏名：		連絡先：	
① 買い物について				
日常	①自分の車 ⑤徒歩 ⑨コープ ⑬宅配 ⑮その他()	②家族の送迎 ⑥バス利用 ⑩移動販売 ⑭家族に届けてもらう	③近所の人の送迎 ⑦タクシー利用 ⑪デマンドバス	④友人の送迎 ⑧有償運送サービス ⑫ネットスーパー
◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか ①すぐにでも利用したい ①の理由() ②今後、困ったら利用したい ③利用したいと思わない				
※特記事項				
② 通院について				
日常	①自分の車 ⑤徒歩 ⑨往診 ⑫その他()	②家族の送迎 ⑥バス利用 ⑩デマンドバス	③近所の人の送迎 ⑦タクシー利用 ⑪病院の送迎	④友人の送迎 ⑧有償運送サービス
◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか ①すぐにでも利用したい ①の理由() ②今後、困ったら利用したい ③利用したいと思わない				
※特記事項				

③ サロンや趣味の活動(通いの場)について		
日常	①自分の車 ⑤徒歩 ⑨バス利用 ⑪その他() ⑫活動していない	②家族の送迎 ⑥参加者の送迎 ⑩有償運送サービス ③近所の人の送迎 ⑦デマンドバス ④友人の送迎 ⑧タクシー利用
◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか ①すぐにでも利用したい ①の理由() ②今後、困ったら利用したい ③利用したいと思わない		
※特記事項		
④支援してほしいこと、支援できること	してほしいこと	できること
①見守りや声掛け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②日常の話し相手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ゴミ出し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④電球交換など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤掃除・洗濯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥調理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦買い物代行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧買い物や通院等の送迎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨散歩の付き添い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩庭木の剪定・草むしり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※特記事項		

活動創出にあたって重要なこと

1) ニーズの把握

簡易型



●自治会等やサロンに来ている人などから聞き取りをする場合

陥りやすい罠

- ・自分で外出できている人は、外出できない人が見えていないことが多い
- ・「困っている人はいない」という結論になることが多々ある

●民生委員や地域包括からの聞き取り

担当地区の高齢者の状況を把握している可能性が高い

●ケアマネジメントからの抽出

- ・地域包括が持っている情報（閉じこもりがち、危ない年齢だが運転している等）
- ・要支援等の方の**支援計画書**から、訪問介護員が**買い物支援**をしているケースを抽出する（互助型で買い物支援ができれば、不足しがちな介護人材を別のケアに回せる）



活動創出にあたって
重要なこと

2) 行政職員やSC等が法制度や事例を知る

互助型では 車を使う移動支援はできないと思っているSCが多い？

3) 「移動」や「免許返納」を 生活支援体制整備のテーマとしてみる

住民の方々に、5年後、10年後の我がごととしてイメージしてもらえないか

4) 継続して話し合いを行う「場」をつくる

少なくとも月1回は集まろう。2層協議体は（各組織の長の人が多いため）協議体そのものが実行部隊になるのは難しいケースが多い

5) 外部の力を活用する

アドバイザーによる勉強会 & 先行実施している団体から話を聞くなど

全国各地の実施事例パターン

1 社会福祉法人の「**公益的な取組**」と**地域が連携**・・・事例報告：喬木村

2 地域が「**生活支援と一体的に**」**外出を支援**・・・事例報告：須坂市旭ヶ丘

(自治体が総合事業等の**補助金等**で上記を支援)

支援形態・目的地		使用車両		運転と付添・添乗	調整
1【 乗りあって 】 定期的な実施 毎週水など	買物支援	法人の車	個人の車	法人職員 またはボランティア	ボランティア、 社協や地域包括
	居場所への送迎				
	巡回				
2【 個別に 】	通院など個人ニーズ (生活支援と一体)	(法人の車)	個人の車	ボランティア(1人で支援するケースが多い)	ボランティア 社協や地域包括

これらは **許可・登録**の手続き**不要**の形態で行われることが多い

道路運送法による 許可や登録が**必要な**運送



許可

一般乗合許可
(4条)

- ・路線バス等
- ・デマンド型(予約)・乗合タクシー

一般乗用許可
(4条)

- ・一般タクシー
- ・福祉(車両)タクシー
- ・福祉限定タクシー

生活交通
福祉交通

登録

自家用有償旅客
運送(78.79条)
2006年創設

- ・訪問介護員による有償運送
(4条ぶら下がり)

- ・交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送



交通空白地有償運送

福祉有償運送

協議の場	地域公共交通会議や運営協議会などで、①運送の必要性 ②運送の対価(運賃) ③運送の区域について協議が調うことが必要	
運送の区域	出発地または目的地は協議が調った区域内にあること	
運送の主体	○市町村 ○非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会、労働者協同組合） ○法人格がない町内会など地縁団体	
運送の対価	実費の範囲内、営利と認められない範囲。福祉有償運送は、タクシーの上限運賃（時間制または距離制）の概ね1/2を目安。運賃のほかに、乗降介助料、待機料、付添料、運行回送料など運賃以外の対価も設定可能	
対象者	○当該地域内の住民と観光客 *利用者登録は不要	○単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障害者 ロ) 精神障害者 ハ) 知的障害者 ニ) 要介護認定者 ホ) 要支援認定者 ヘ) 基本チェックリスト該当者 ト) その他の障害を有する者 ※要利用者登録
運転者	○二種免許もしくは 一種 + 国土交通大臣認定講習受講	
運行管理	○体制を整備 運行管理の責任者を選任 ○運行管理の責任者が受講する講習：使用車両5台以上20台未満は1人、20台以上40台未満は2人、2年に1回 NASVA(自動車事故対策機構)等が実施する「一般講習」を受講（2022年10月から）	

事例報告：NPO法人地域支え合いネット

道路運送法による 許可や登録が**不要な**運送



許可

一般乗合許可
(4条)

- ・路線バス等
- ・デマンド型(予約)・乗合タクシー

一般乗用許可
(4条)

- ・一般タクシー
- ・福祉(車両)タクシー
- ・福祉限定タクシー

生活交通
福祉交通

登録

自家用有償旅客
運送(78.79条)
2006年創設

- ・訪問介護員による有償運送
(4条ぶら下がり)
- ・交通空白地有償運送
- ・福祉有償運送

互助活動

許可・登録不要の互助活動
道路運送法の枠外 (通達による)2006年～

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

互助
活動

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
令和4年3月改定 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pdf>



「許可・登録を要しない輸送」の検討

自家用有償旅客運送は有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない輸送
って無料なの？



ちょっとした範囲で
移動支援サービスができればいいんだけど・・・

有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」という形で、自家用車(白ナンバー)を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

(1)- 1 利用者からの給付が 好意に対する 自発的な任意の謝礼と認められる場合

乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場合

①偶発的なケース

②日頃からの感謝の気持ちとして

任意に金銭等の支払いが行われた場合」



③利用者がガソリン代実費を払う際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受け取るよう申し出て、運転者が受け取った場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレット等がある場合は「自発的に」とはならない

「許可・登録を要しない輸送」の Q&A

Q1

モノや謝金は運送の対価にあたる？

利用者から実際の運行に要した燃料代、道路通行料及び駐車場料金を受け取ることに加えて、ある時、「うちでたくさん取れたからお裾分け」と自宅で採れた果物を渡されました。その果物を、運転者がそのまま受け取っても良いのでしょうか。

A. 運送の対価にあたりませんので、受け取ってOKです。

利用者の自発的な気持ちから提供された金銭や物品は、道路運送法上の「運送の対価」とならないため、受け取って差し支えありません。同様に、おつりを支払おうとした時に受領を遠慮する行為なども、利用者の自発的な気持ちから支払われた謝礼(金銭)とみなされますので、受け取って差し支えありません。



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(3) 利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみ**の場合は登録等は不要 「実際の運行に要したガソリン代」= 乗車中はもとより運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む

ガソリン代の算出方法2事例

① 走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格

② 市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し）

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可
(旅客課長)

事例

利用者が実際の運行1kmごとに決まったガソリン代を負担

- NPO法人Hが、輸送サービスを提供。
- 利用者は実際の運行に要した燃料代として1kmあたり24円を負担する。（※燃料代は市町村の取り組みとして実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的の実態と乖離がないか確認する。燃費やガソリン価格の算出根拠を明らかにして計算することも可能。）
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで賄う。
- Hがリースする車両を使用。
- 運転者はボランティア（運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能）

(1)-2 地域づくりの一環として、**利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合**

- 自治会・町内会やNPO等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- **ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない**

(例1) 自治会で輸送サービスを行っている場合

利用者が、会(自治会等)の運営に要する経費として会費を支払っており、希望する会員のみ輸送サービスを提供し、運送の対価は求めない場合

輸送サービスを利用する人も利用しない人も、会費は同じであれば、運送の対価が特定されませんので、許可・登録は不要です。

もし輸送サービスを利用する会員が会費 5000 円で、利用しない会員が 3000 円というように会費が違う場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

会費が同じなので OK	会費(輸送サービスあり)3000 円 会費(輸送サービスなし)3000 円
会費が違うので NG	会費(輸送サービスあり)5000 円 会費(輸送サービスなし)3000 円

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月



(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

＜令和2年3月末改正＞登録等不要の形態で行う**団体所有の車両**に対して、自治体が購入費や**自動車保険料**を含む維持管理経費の全部又は一部を補助しても登録等は不要

★自治体からの規制改革要望は「利用者から保険料を収受する」だったが、緩和されなかった。自治体からの保険料補助を追加・明記



＜令和2年3月末改正＞介護保険制度にもとづくボランティアポイントは、**換金性**があっても運送の対価とはみなさない

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方にに基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

事例 市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権限を有する車両（市の所有車又はリース車両）を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市が全て負担します。運行時の責任はF市が全て負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされることもあります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月





(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ **デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当**

- ・ **ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要**

(例2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人とししない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので OK	サロン利用料(送迎つき) 2000 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円
利用料が違うので NG	サロン利用料(送迎つき) 2500 円
	サロン利用料(送迎なし) 2000 円



事例

病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者とししない者とで支払う金額は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

(4)-4 利用者の所有車両で 送迎を行う場合

運転を任せただけなので、報酬が支払われても登録や許可は不要



その他利用者負担可能

＜仲介手数料＞

アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）

ただし運転者に還流しない仕組みにする

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年3月

Q5

利用者の車両を運転するだけでも登録が必要？

運転ボランティアが運転をしますが、車両は利用者の所有する車両を使っています。利用者から、一回の運転につき一定額の金銭を受け取る場合、道路運送法上の許可や登録を必要としますか？

A. 道路運送法の対象外なので、許可や登録は不要です。

自動車の提供とともに行われる輸送サービスではなく、単に利用者に代わって運転するのみであれば、道路運送法の対象とはなりません。※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と見なされることもあります。

Q4

仲介者への手数料は？

利用者と運転ボランティアの間に、窓口となる仲介者（コーディネーター）を設置しました。仲介者は運送を行う主体ではありませんが、利用者は仲介手数料を支払います。この仲介手数料は「運送の対価」にあたりますか？

A. 仲介手数料は「運送の対価」にはあたりません。

ただし、手数料が運転ボランティアに渡り、実際の運行に要した燃料代・道路通行料・駐車場代を超えた金銭を收受することとなる場合には、「運送の対価」とみなされ、道路運送法の許可・登録が必要となります。

仲介手数料が運転者に渡らないよう分別管理する、利用規約等に運転者に仲介手数料を直接または間接に支払ってはならないことを規定する、收受する金銭の内訳を利用者に周知する等などの対策を講じることで、道路運送法に抵触しない形で、移動サービスを提供することができます。



(4)-3 子供の預かりや家事・身
辺援助の提供が中心となるサー
ビスを提供するものであって、運送
に対する固有の対価(ガソリン代)
の負担を求めない場合

国土交通省「高齢者の移動手段を確保
するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3月

(例3) 家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送
サービスを提供し、運送の対価を求めない場合



つまり、草とりや掃除などのサービス
と、車両を使うサービスが**すべて一
律の料金体系**となっていて、車を使
う場合も別料金の設定がない
(ガソリン代実費はもらえない)

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない
場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービス
が提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ
れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗って
スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金体系が同じであれば、許可・登録は不要です。

国交省旅客課：乗車中も時間にカウントして
良いという判断を地方運輸局に連絡
2021.11.02

料金が同じなので OK	買い物支援(送迎つき)	30分 300円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円
料金が違うの でNG	買い物支援(送迎つき)	30分 350円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円

許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版から作成

利用者から**団体**が収受できるもの

- 自発的な謝金や寄付
 - ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代
 - 付添にかかわる人件費
 - ・運転行為は× 買物中の見守り○
 - ・2人体制の付添は○
 - 生活支援と同じ料金体系による支援
- ※この場合ガソリン代実費の収受は×
- 利用調整に係る人件費
 - ・(保険に係る費用は×)

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

- **人件費**（運転役務等に係る報酬を含む）
- ガソリン代実費
- 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- **補助金**の拠出
- 介護予防**ボランティア**ポイントの付与
- 車両の提供（リース料を含む）
- 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- 自動車保険など各種保険料



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

2022年3月 改定の大きなポイント



許可登録不要**モデル A**（NPO や社会福祉法人、自治会が実施）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル B**（市町村が実施）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル C**（利用者負担あり、自治体からの補助金あり、運送主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル D**（利用者負担あり、自治体からの補助金なし、運用主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル E**（訪問型サービスB又はDとして実施する送迎、運送主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル F**（会費や施設利用料で運営、自治体からの補助金なし）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

総合事業等における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」報告書から(p76) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（厚生労働省「老人保健健康増進等事業」）⑱～㉔の説明は次シート

	類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③通所B	類型④ 訪問B
	通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援⑱	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎⑲	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎⑳
直接経費	ボランティア奨励金	○ ^㉑	○ ^㉒	○
	ガソリン代等実費	×	○	○
	自動車保険の保険料 ^㉓	×	○	○
	活動用の保険の保険料 ^㉔	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○

⑱ 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみのみ可 ⑲ 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。

情報 【補助金の扱いについて】

近畿厚生局主催「市町村セミナー」の事後質問から 令和4年11月8日

【質問】

河崎氏の基調講演のスライド47ページの中で

- ・団体が運転ボランティアに供与できるもの = 人件費（運転役務報酬）
- ・自治体が団体やボランティアに支援できるもの = 補助金の拠出 とあるが、

自治体が団体やボランティアへ拠出した補助金が事実上、団体が運転ボランティアに供与する人件費に還流する可能性が想定されるが、問題ないか？

自治体が人件費ではない補助金（車両維持管理や付き添い費など）として拠出しても、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源になったりすることも考えられる。

また、**2022年3月に「団体が運転ボランティアに人件費を供与できることになった」との説明**があったが、国からの通知や何かで明文化されている資料などはあるか。

【回答】 近畿運輸局（旅客第1課:大石信太郎係長）

・自治体が人件費ではない**補助金**として拠出した金銭が、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源となった場合については、**運転者人件費と特定した補助金にはあたらないため、許可等は要しないものと扱われます。**（運転者への運転行為に用途を特定した補助金は不可と解しています。）

・自治体からの補助金の有無にかかわらず「**団体が運転ボランティアに人件費を供与することについては、従来から特段禁止されていたものではないが、**「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット（国交省）」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

が2022年3月に改正され、**可能である旨が明確化された。**

具体的には、本パンフレットp24に「運送主体であるNPO等は**運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。**」との記載がされた。

・なお、同p24では、1点目のお尋ねの回答に関連する改正（「運転者への報酬といった**運転する行為への人件費については補助できない**」との趣旨の明確化）も同時に行われたところなので、参考にお知らせします。以上となります。

※国会でも吉井章議員（京都選出）の質問に同様な回答を堀内自動車局長が行っている。令和4年10月27日
<https://www.youtube.com/watch?v=0neIUFuI24s>

旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会

概 要



令和5年2月6日

1. 須坂市旭ヶ丘地区について

- ・ 須坂市の北部に位置
- ・ 4町(自治会)で構成
- ・ 世帯数 約1,500世帯
- ・ 人口 約3,600人
- ・ 高齢化率 31.9%(須坂市全体31.9%)

令和4年4月現在

4町ともに団地造成により出来た町

旭ヶ丘町 昭和35年

北旭ヶ丘町 昭和40年

松川町 昭和46年

光ヶ丘ニュータウン 平成8年

- ・ いずれの町もゼロからスタート
- ・ その影響もあり、まちづくりに熱心な方が多い。
- ・ 児童の登下校の見守り、花壇づくりなどのボランティア活動が活発



2. 旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクトについて

旭ヶ丘地域づくり推進委員会は、旭ヶ丘地域を明るく魅力的で活力ある地域にすることを目的に組織されており、この目的を達成するために旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクトが設置されています。
(平成21年発足)



朝市売店チーム



4ヶ町ふれあい市の開催



民間スーパー移動販売車による販売



野菜果物などの無人販売

道路活用チーム



定期的な県道銀杏並木の剪定・清掃



植栽木の整備・旭ヶ丘小学校児童と協働で松葉菊の植付

黄色枠は現在(コロナ禍)でも実施中の事業

松川河川敷活用チーム



松川河川敷・高水敷の
維持管理・清掃



「松川四季の道」
(手造り協働普請作業で完成した片
道2.5 kmの遊歩道)の維持管理



農地活用チーム



家庭菜園の運営管理



カシス・野菜の植付・収穫
カシスジャムの製造



北旭ヶ丘保育園児と協働で
サツマイモの植付・収穫
焼き芋大会の開催

プラザ食堂班



学校でもない家庭
でもない第3の
居場所づくり

プラザ食堂TAKEOUT
(弁当配布) 実施中!

平成28年より4年間、43回開催
現在コロナウィルス感染拡大
のため休止中



大人気の流しソーメン

イベント班

ふれあいミニコンサート・
春まつりなど定期的開催



ふれあい交通班

平成29年
設立

買い物や通院などの移動困難な高齢者の外出支援を研究



長野市小市地区・松本市新村地区への
視察研修

長野市朝陽地区との情報交換会

3. 旭ヶ丘地区「移動手段に関するアンケート」

- ・ 令和2年から須坂市社協、市高齢者福祉課が加わり移動支援の方法について検討を始める。
- ・ まずはニーズ把握のため、アンケートの実施

- ◆ 時 期 . . . 令和3年1月～2月
- ◆ 対 象 . . . 4町の1人暮らし等の高齢者世帯
- ◆ 回答数 . . . 190人(60代～90代)
 - ・ 性別 男性 39% 女性 61%



Q 「旭ヶ丘地区有志により買い物や通院の送迎を低額な料金で行う場合、利用したいですか？」

A 「利用したい」 ・ 「条件・金額による」 45%

4. アンケート実施後の取組み

- 旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト・社協・市と打合せ
 - ・実施に向けた課題、スケジュールについて
- 厚労省「移動支援構築アドバイザー派遣事業」(令和3年度)
 - ・全国移動サービスネットワーク、先進団体の関係者からのアドバイス
- 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会設立総会(令和4年5月24日)
 - ・規約の制定、予算の承認
- サポーター、利用者の募集
- 利用手引き・様式の作成
- 地域ささえあい型事業ボランティア養成講座の開催
 - ・座学、運転講習 (令和4年7月13日～15日)



会議を重ねていく中での意見

- 移動支援をつくると家族の支援、繋がりが少なくなるのでは。
- 旭ヶ丘プロジェクトのメンバーは、75歳以上のメンバーが多いため運転するボランティアの確保が難しい。
- 移動支援以外も地域の助け合いで行えることも重要ではないか。
- 使用する車はどうするか？
- 利用料はどうするか？
- 無償ボランティアでは継続して事業が続かない！
- 事故に備えての加入する保険は？
- 運営費に対する市からの補助金は？

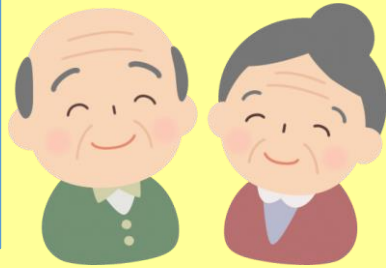
5. 旭ヶ丘地区生活たすけ合い事業

利用できる方	旭ヶ丘地区在住の介護保険の要支援、事業対象者で一人暮らし高齢者・高齢者世帯の方、会が利用を必要と認めた方
生活支援の内容	衣類の整理、衣類の裾上げ、家具の移動、話し相手、 <u>買い物・通院等の付添支援</u> スマホ・Wi-Fi等の悩み相談、棚の取付、電球の交換 ※その他は応相談
利用料	30分(400円) ※30分を超えた場合は、30分毎に400円を加算
活動地域	旭ヶ丘地区 ※買い物・通院付添支援は須坂市内及び小布施町内も可
事務局	旭ヶ丘ふれあいプラザ内 ※利用調整等は、たすけ合いコーディネーターが行う。
活動日	週2日を目途に活動日を定める。
サポーター	会の規約等に賛同し、有償ボランティアとして活動していただける方
サポーターへの謝礼	利用会員から直接、謝礼(利用料)をお支払いいただく。
活動車両	旭ヶ丘プラザ軽自動車・サポーター自家用車 ※燃料費として1km当たり15円支給
保 険	福祉サービス総合補償、送迎サービス補償、移動サービス自動車保険

6. 旭ヶ丘地区生活たすけ合い事業フロー

利用会員

年会費1,000円
(今年度500円)



介護保険要支援者・事業対象者
で一人暮らし高齢者・高齢者世帯の方等

④ 生活支援(買い物・通院の付添支援等)



たすけ合いサポーター



⑤ 利用料の支払い(30分400円)

30分を超えた場合は、30分毎に400円を加算

③ 利用日時、
サポーター名、
必要事項の連絡

⑥ 実施報告書の提出

① 利用日時の予約

② 利用日時の調整



たすけ合いコーディネーター

7. 試行の開始

- 試行期間(令和4年9月8日～令和5年3月31日)
- 利用登録会員15名、サポーター15名 ※令和5年1月20日現在
- 延べ利用回数37回(通院付添32回、通院・買い物付添2回、買い物付添1回、その他2回 モグラ駆除、こたつの設置) ※令和5年12月28日現在

担当したサポーターの声

- ・ 2人を担当したがどちらの方も感謝いただいた。
- ・ 通院の付添支援であったが、買い物も連れて行ってほしいと言われて、スーパーの中も付き添った。
- ・ モグラ退治をしてほしいと言われ、利用者と一緒に対応した。

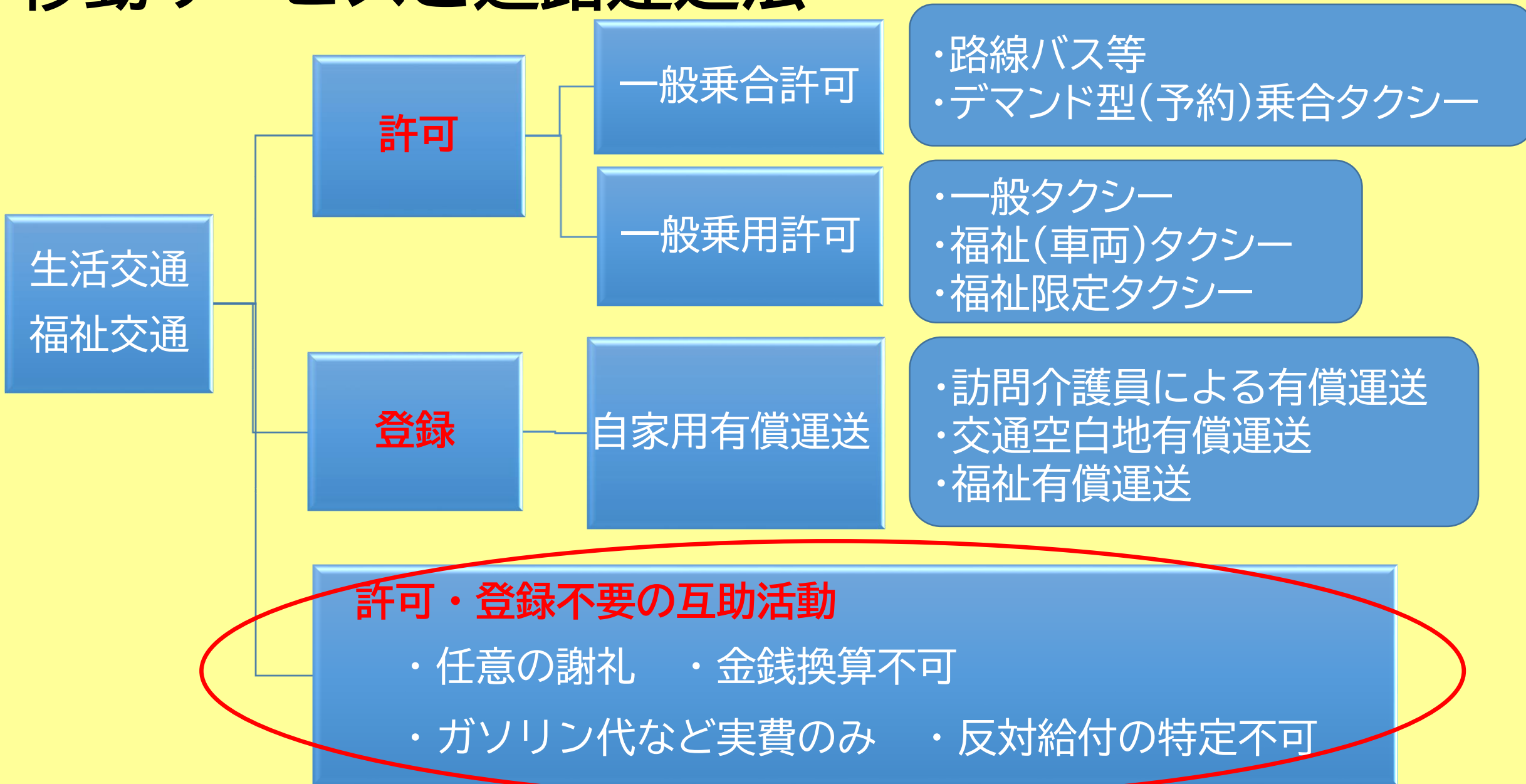
8. 今後の予定

- 毎月、課題等の洗い出し、対応策の検討
- 本格実施(令和5年4月1日～)



道路運送法上の位置づけ

移動サービスと道路運送法



道路運送法上の位置づけ

バス・タクシー

路線バス、一般タクシー、介護タクシー、乗合タクシーなど

運賃OK

許可
必要

自家用有償旅客運送

非営利の範囲で
運賃OK

登録
必要

①交通空白地有償運送

・タクシーが営業していない地域などで、市町村またはNPO等が、住民全体を対象に行う。

②福祉有償運送

・障害者手帳を持つ人や要介護認定を受けた人などを対象に市町村またはNPO等が行う。
一般の高齢者は不可。

許可・登録の手続きが不要な運送

運賃不可

互助活動

・地域福祉の観点から住民たちが互助の精神でつくる移動
外出支援

許可・登録不要の互助活動

全国の事例

1. 住民などが独自に運行して外出支援をしている事例
2. 市町村の車で住民が運行している事例
3. 社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」の事例
(社会福祉法人の空車両を活用した買い物支援やサロン送迎)
4. 介護保険の会計から団体に補助金を交付する事例
(利用者は原則、介護保険の要支援1・2、事業対象者)
5. 市町村の一般会計から移動の付添者に補助する仕組み

許可・登録
不要

運賃は
不可

市から会への支援

旭ヶ丘地区生活たすけ合い事業について



- ・ 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型サービスB」として実施。

対象者は原則、一人暮らし高齢者・高齢者世帯で介護保険の「要支援1・2」、「事業対象者」

介護予防・生活支援サービスの利用適否を判断する「チェックリスト」に該当する方

- ・ 生活支援（衣類の整理、家具の移動、話し相手等）の一つのサービスとして買い物・通院等の付添支援を行う。
- ・ 利用者からは**運賃（運送の対価）**ではなく、付添の時間に応じて**謝礼**をいただく⇒道路運送法の枠外（許可・登録不要）

「市」から「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」への支援

財政的支援

- ・須坂市介護予防・生活支援サービス事業支援補助金
(訪問型サービスB)を交付

補助の対象

備品等の購入に係る経費、コーディネーターに係る人件費、
消耗品、印刷、通信費、燃料費、保険料等

事務的支援

直営地域包括支援センターの
生活支援コーディネーターを中心に！

- ・たすけ合いの会の規約、予算書、利用の手引き、様式等の作成
支援

<参考> 会が加入している保険

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会が加入する保険

1. 福祉サービス総合補償(サポーターの活動中のケガ等を補償)

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Cプラン		
補償の内容	活動中のケガ	保険金	通院 日額5,000円、入院 日額8,000円
	活動中の死亡		1,080万円
	対人・対物の賠償		5億円(期間中限度額)
保険料	活動従事者全員の年間延活動日数×43円(たすけ合いの会で負担⇒市が補助)		
その他	自動車による事故も対象。ただし、対人・対物事故の賠償責任については対象外。		

2. 送迎サービス補償(利用会員の付添支援の乗車中等のケガ等を補償)

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Aプラン(利用者特定方式)		
補償の内容	乗車中・サービス実施者管理下のケガ	保険金	通院 日額 2,200円 入院 日額 3,400円
	上記の死亡		345.2万円
保険料	利用者1名×1日20円×利用日数(たすけ合いの会で負担⇒市が補助)		

3. 移動サービス専用自動車保険(プラザ車 (公用車) ・自家用車の事故を補償)

※サポーターの自家用車の任意保険を使わずに補償

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険	無制限 免責金額なし (自己負担なし)	無制限 免責金額なし (自己負担なし)	無制限 免責金額なし (自己負担なし)
対物賠償責任保険			
自損事故傷害特約	●	●	●
対物超過修理費用 補償特約	●	●	●
車両保険 (保険金額300万円)	● 免責金額なし (自己負担なし)	● 免責金額 (自己負担額) 3万円	—
概算保険料(1台・稼働日 1日あたり)	1,210円	1,150円	400円
保険料	車両保険プランなし、対象台数3台、稼働日100日の場合 $400円 \times 3台 \times 100日 = 年間保険料 120,000円$ (たすけ合いの会で負担⇒市が補助)		

10万円以下の
修繕の場合は
会から負担
⇒市で補助

保険会社：東京海上日動火災保険

支援中のケガ等に対する保険の適用範囲

★サポーター

	サポーター宅 ⇒ 利用者宅	利用者宅 ⇒ 目的地	目的地	目的地 ⇒ 利用者宅	利用者宅 ⇒ サポーター宅
福祉サービス総合補償	●	●	●	●	●

※上記補償は、全ての生活支援の活動に適用されます。

★利用会員

	利用者宅 ⇒ 目的地	目的地	目的地 ⇒ 利用者宅
送迎サービス補償	●	●	●

※上記補償は、買い物・通院の付添支援時にのみ適用されます。